

県管理橋梁の点検結果（令和4年度）

R5.3時点

《公表基準》

- 橋梁諸元や最新の点検結果（橋の健全度）、次回点検時期等の基本的な情報を全ての橋について、定期的に公表（毎年）⇒**橋梁管理一覧表**
- 基本的な情報に加え、部材毎の健全度、主な部材の損傷状況、主な補修の履歴及び予定等の詳細な情報を橋の「重要性」や「健全度（損傷の程度）」を考慮して、定期的に公表（原則、5年に1回の法定点検後）⇒**橋梁管理カルテ**
- ただし、橋の通行に支障となる損傷が生じた場合には、情報を速やかに公表

重 要 性		橋梁数 R5.3時点 (R4.3時点)	健全度（損傷の程度）				
			IV（緊急措置段階）	III（早期措置段階）	II（予防保全段階）	I（健全）	
対象となる橋	事 項		損傷大			損傷小	
特 に 重 要 な 橋	離島架橋	橋が通行機能を失ったとき、直ちに他の道路等によってそれまでの機能を維持できるような代替路がない橋	9橋	0橋	4橋	5橋	0橋
	長大橋、特殊橋	損傷をしたとき、その機能回復に時間を要する橋	24橋	0橋	4橋	12橋	8橋
	重要物流道路上の橋 緊急輸送道路上の橋	平常時における安定した人流・物流や、災害時の救援活動、復旧活動等の緊急輸送を確保するために必要とされる橋	2,023橋	0橋	286橋	1,115橋	622橋
	跨線橋、跨道橋	損傷をしたとき、それが他の構造物や施設に影響を及ぼす橋	74橋	0橋	15橋	50橋	9橋
その他の橋			2,163橋	0橋	301橋	1,191橋	671橋
合計			4,293橋	0橋	610橋	2,373橋	1,310橋

注) 橋梁数は重要性区分の重複を除く